

アンチ・ドーピング研修会報告（2018年5月10日）

場所：大阪合同庁舎国際紛争解決センター

◇「世界のアンチドーピング事情」と題して、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の浅川伸専務理事の講演がありました。

・2016年のドーピングのサンプルは合計で229,514検体で内、3032件に違反が疑われる文責報告が見つかり、その内66%がアンチドーピング規則違反でした。

この内、選手自身ではなくその回りのコーチなどが関わっている違反（non-analytical違反）は269件ありました。

・2016年にスポーツ競技の中で最も違反が多かったのは、①陸上種目②ホッケー③自転車④重量挙げ⑤サッカーの順でしたが、ドーピングの発生は、そのスポーツ競技の特性によって違反内容も異なってきます。

国別で違反が多かったのは、①イタリア②フランス③米国④オーストラリア⑤ベルギーの順で、日本は年間5件から10件で、国際的にもクリーンなイメージでしたが、昨年のドーピング違反物質混入問題があり、信用が下がっています。

・これらのドーピング違反について、スポーツ競技者やサポートスタッフに啓蒙活動を行うとともに、アンチドーピング規則やルールについてアスリート及びその関係者が理解し、自ら行動する環境を作ることと、非競技者に対しては、スポーツの価値を高めるというアンチ・ドーピング活動の意義の普及を通じて、自身の成長を見出す動機づけを行う。

特にジュニア・ユース層に対しては、違反物質の啓蒙だけでなくスポーツの価値を伝えて行くこと。

◇「ドーピング違反の手続き」について、弁護士で日本アンチ・ドーピング委員会の規律パネル委員長（ドーピング違反の申請があった時にその審査にあたる部署）で立教大学教授の早川吉尚氏より話がありました。

・まず、近年では1960年に自転車選手がドーピングが原因で死亡、1988年は男子100mでベン・ジョンソンが違反でメダルを剥奪され、1994年はサッカーのマトラーナ、2004年は円盤投げでアニュッシュ選手が大会後に違反が判明し日本の室伏浩二がメダルを獲得、2013年も短距離でゲイが違反。それまでは、クリーンと言われた日本で2017年にカーン競技で違反物質をライバル選手に入れる問題が発覚した。

・陽性反応が出たら、まず検査上の申請書類に書類の不備がないかどうかを確認し、また検体の採取段階や運搬時に不備がなかったかどうかを確認する。

「陽性反応」が出たら、選手に対してA検体だけでなくB検体についても分析するかどうかを確認し、選手に対しては、該当協会は、裁定ができまでの期間、「暫定的資格停止」とし、大会に参加することを禁止すること。

日本アンチ・ドーピング・機構は、規律パネルの構成として、5年以上の適格な経験を有する法律

家 1 人、5 年以上の適格な経験を有する医師 1 人、スポーツ関連団体の役職員または競技者を 1 人選任し、該当競技の特性などを踏まえて聴聞する。

聴聞が初を開き該当選手から聴取するが、陽性反応が出たことに対して、選手は決して「自分には心当たりがない」という言葉は決して口にしてはなりません。

その理由は、アンチ・ドーピング規則の中の「規則第 2、1,1,項」に『禁止物質が体内に入らない様にする事は、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、第 2、1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない』と記載されており、「疑わしきは罰せよ！」との原則で陽性反応が出た競技者の側に証明責任があるとされる。

・選手の資格停止は、1 回目の違反は 2 年間又は 4 年間が基本で、2 回目の違反ではさらに厳しい制裁となります。減刑については、「重大な過誤または過失がないこと」、また違反の発覚前後に自ら違反を申し出た場合。過誤又は過失がない例として CAS（国際仲裁裁判所）の事例は、テニスのガス選手のように、ナイトクラブで知り合った女性とキスした結果、当該女性がコカインの服用者であったことを知らなかった場合にコカインが選手から検出された場合。2017 年の日本国内でのドーピング競技事案の被害者などもそれに該当する。

・最後にでは、陽性反応が出た場合の理想的な選手のコメントは？

「心当たりがない」「記憶にありません」ではなく「弁護士と相談します」だそうです。

以上

文責:JDBA 事務局 谷